

I いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、全ての児童生徒に関係する問題である。したがって、いじめの防止等の対策は、教師自ら児童生徒一人一人の大切さを強く自覚し、一人の人間として接するという態度で指導する教職員の姿勢そのものが児童生徒との信頼関係を築き上げ、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめを防止することを旨として行われなければならない。

また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら見過ごすことがないようにしなければならない。そのため、いじめの防止等の対策は、いじめが将来にわたりいじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることや、いじめは人としての心の課題であり、その解決が重要であることを児童生徒や、教職員、保護者、地域住民等が十分に理解できるように進めなければならない。

これに加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することの重要性を認識し、国、県、市町村、学校、家庭、地域その他の関係機関の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

2 組織の設置等

(1) いじめ防止等の対策のための組織

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員・心理や福祉等の専門的知識を有する者その他の関係者により構成される「いじめの防止等の対策のための組織」(以下、「学校いじめ対策組織」という。)を置く(法第22条)。

(2) 学校いじめ調査委員会

学校の設置者又はその設置する学校は、その下に組織を設け、重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う(法第28条)。

3 学校の基本方針の内容

本校の基本方針は、国・県・市町村、学校、家庭、地域その他の関係機関の連携等により、いじめの問題への対策を社会総がかりで進め、いじめの防止等の対策をより実効的なものにするため、法により規定された、県や学校における基本方針の策定や組織体制、いじめへの組織的な対応、重大事態への対処等に関する具体的な内容や運用を明らかにするとともに、これまでのいじめ対策の蓄積を生かしたいじめの防止等のための取組を定めるものである。

なお、本基本方針では、校内の実情に応じ、いじめの防止等の対策の基本的な方向を示すとともに、いじめの防止等の対策が、校内において体系的かつ計画的に行われるよう、講ずべき対策の内容を具体的に記載する。

また、本基本方針に沿った対策の実現のためには、市町村、学校、家庭、地域に法の意義を普及啓発し、いじめに対する意識改革を喚起し、いじめの問題への正しい理解の浸透や、児童生徒をきめ細かく見守る体制の整備、教職員の資質能力向上等を図り、これまで以上の意識改革の取組とその点検、その実施状況の継続的な検証が必要である。

おって、より実効性の高い取組を維持するため、本方針の記載内容についても、本校の実情に照らして適切に機能しているかを定期的に点検し、必要に応じて見直すこととする。

4 いじめの定義

【定義】

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめは、社会性を身に付ける途上にある児童生徒が集団で活動する場合、しばしば発生するものである。個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うのではなく、いじめられた児童生徒の立場に立って見極めなければならない。

この際、いじめには多様な態様があることに鑑み、法の対象になるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。いじめられていても、自分の弱い部分を見せたくないなどの思いから本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、いじめはどの子供にも起こりうるものであり、それを相談することは決して恥ずかしいことではないことを理解させるとともに、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

ただし、このことは、いじめられた児童生徒の主観を確認する際に、行為が起こったときのいじめられた児童生徒本人や周囲の状況等を、客観的に確認することを排除するものではない。

なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の「学校いじめ対策組織」を活用して行う。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級又は部活動の児童生徒や、塾・スポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）等、当該児童生徒間の何らかの人的関係を指す。

また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。なお、インターネット上で悪口を書かれた児童生徒本人がそのことを知らずにいるような場合等、行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていない事案についても、加害行為を行った児童生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応を行わなければならない。

一方で、いじめられた児童生徒の立場に立って、「いじめ」に当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要するものとは限らない。例えば、好意から行った行為が、意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、発言者の認識としては軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第22条の「学校いじめ対策組織」へ情報提供しなければならない。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものが想定される。

- (ア) 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- (イ) 仲間はずれ、集団による無視をされる

- (ウ) 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- (エ) ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- (オ) 金品をたかられる
- (カ) 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- (キ) 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- (ク) パソコンやスマートフォン・携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等

こうした「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような深刻なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮した上で、早期に警察に相談・通報し、警察と連携した対応を取ることが必要である。（平成25年5月16日付け25文科初第246号「早期に警察へ相談・通報すべきいじめ事案について（通知）」を参照）

5 いじめの理解

いじめの問題は、人権に関わる重大な問題であり、心豊かで安心・安全な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題である。いじめから子供を救うためには、大人も子供も、一人一人が、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚しなければならない。

また、いじめは、どの学校でも、どの子供にも、起こりうるものであるが、その責任をいじめられる側に求めるものではない。

とりわけ、嫌がらせやいじわるなどの「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が立場を入れ替わりながら被害も加害も経験することもある。また「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせ、時として犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案もある。

なお、平成28年6月刊行の国立教育政策研究所によるいじめの追跡調査の結果によれば、暴力を伴わないいじめ（仲間はずれ・無視・陰口）について、小学校4年生から中学3年生までの6年間で、被害経験を全く持たなかった児童生徒は1割程度、加害経験を全く持たなかった児童生徒も1割程度であり、依然として、多くの児童生徒が入れ替わり被害や加害を経験していることが調査データによって確認されている。

それに加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構成上の問題（無秩序性や閉塞性等）、はやし立てたり面白がったりする「観衆」や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」、さらには「無関心な者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気醸成されるよう努めなければならない。

6 いじめの防止等に関する基本的考え方

いじめの防止等の対策は、単に、いじめをなくす取組にとどまらず、子供に将来の夢やそれに挑戦する意欲を持たせることで、学校において「いじめをしない」「いじめをさせない」「いじめに負けない」集団づくりを進めるとともに、家庭や地域、関係機関

とも密接に連携を図ることが必要である。なお、ここで言う「いじめに負けない」という表現は、いじめ心（人をいじめたい気持ち）やいじめへの不安感（いじめられたらどうしようという気持ち）などを克服し、いじめを決して許さず、乗り越えようとする心を高め合うことの大切さを述べたものである。（以下同じ。）

（１）いじめの防止

いじめは、どの学校でも、どの子供にも起こりうることから、根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止の働きかけが必要である。したがって、全ての児童生徒を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、子供に将来の夢やそれに挑戦する意欲を持たせることで、いじめを生まない土壌をつくり上げることが必要である。

特に、児童生徒には様々な背景（障がいのある児童生徒、性的指向・性自認に係る児童生徒、海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童生徒等）がある児童生徒もいることから、学校として特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に、当該児童生徒の背景等を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携を図りながら、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行うことで、いじめの防止等に対応することが求められる。

このため、学校の教育の根幹に人権教育を据え、教育活動全体を通して道徳教育等を充実させ、読書活動・体験活動等を推進することにより、児童生徒の豊かな情操、道徳心や社会性を育むとともに、自分の存在と他人の存在を等しく認め、互いの人格を尊重する態度等、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが求められる。

併せて、学校の教育活動全体を通じて、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことへの理解を促し、学校において「いじめをしない」「いじめをさせない」「いじめに負けない」集団づくりを進めることが必要である。さらに、自他の意見や能力等に相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していく力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを見通して行動できる力等、児童生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる必要がある。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その解消・改善を図るとともに、ストレスに適切に対処できる力を育むことや、全ての児童生徒が安心でき、自己有用感や自己肯定感を感じられる学校生活づくりも未然防止の観点から重要である。

さらに、いじめの問題への取組の重要性について県民全体の認識を深め、家庭、地域と一体となって情報モラルの醸成を含めた取組を推進することが必要である。

（２）いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、児童生徒の小さな変化に気付く力を高めることが求められる。また、いじめは大人の目が届きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識しなければならない。また、児童生徒は思春期の多感な時期であることから、児童生徒の表面的な表情や「大丈夫です。」などといった言動だけで判断することなく、保護者に気になる点を伝えたりするなど、一歩踏み込んだ対応が求められる。わずかな兆候にもいじめの可能性を考えて、初期の段階から関わりを持ち、子供たちがいじめを隠したり軽視したりすることがないように積極的に対応する必要がある。

また、いじめの早期発見のため、学校や学校の設置者は、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体

制を整えるとともに、家庭、地域と連携して児童生徒を見守ることが必要である。

(3) いじめへの対処

いじめが認知された場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し詳細を確認した上で、いじめたとされる児童生徒に対して事情を確認し適切に指導する等、組織的な対応を行わなければならない。

また、個々の事案に対して、家庭や教育委員会への連絡・相談等を行うとともに、早期に関係機関等と連携して対応することが求められる。特に、寮生活を送っている児童生徒が関係する事案については、保護者との情報共有を速やかに行うとともに、校長は事案の解決に向けて寮を管理運営する関係者と連携し、組織的かつ丁寧な対応を行うものとする。

このため、教職員は日頃から、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深め、学校における組織的な対応を可能にする体制の整備が必要である。

なお、いじめが発生した場合には速やかな解決が求められるが、その際、いじめた児童生徒によるいじめられた児童生徒に対する謝罪のみで終息するものではない。それは、いじめられた児童生徒といじめた児童生徒をはじめとする他の児童生徒との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すまでが含まれる。こうしたことから学校は、表面的には解決したと判断したいじめも、その後の状況を継続して注視していくことが必要である。さらに学校は、全ての児童生徒が、発生したいじめに向き合うことを通して、その反省や教訓を糧に、集団の一員として互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていくことが求められる。

(4) 家庭や地域との連携について

社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校、家庭及び地域との連携が欠かせない。そのためには、PTAや地域の関係団体等と学校が、いじめの問題について協議する機会を設け、学校評議員制度や学校運営協議会制度等を活用し、又は、「心のアンケート」等の調査結果や学校等の取組を適切に情報提供したりするなど、いじめの問題について家庭、地域と連携した対策を推進することが期待される。

なお、アンケート調査等によりいじめが認知されなかった場合は、その結果を児童生徒や保護者、地域住民向けに公表し、検証を仰ぐことで、認知漏れがないか確認しなければならない。

また、より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるように、学校、家庭及び地域が組織的に連携・協働する体制を構築することが必要である。

(5) 関係機関との連携について

いじめの問題への対応については、学校や学校の設置者において、いじめる児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導によって十分な効果を上げることが困難な場合等には、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、地方法務局等の人権擁護機関等）との適切な連携が必要であり、日頃から、学校や学校の設置者と関係機関の担当者の情報交換や連絡会議の開催等、情報共有体制を構築しておくことが求められる。

その上で、学校等警察連絡協議会等において積極的に情報交換を行い、教育相談の実施に当たっては必要に応じて医療機関等の専門機関との連携を図り、あるいは地方法務局等、学校以外の相談窓口があることを児童生徒へ適切に周知することなどに取

り組むことも重要である。

Ⅱ いじめの防止等のための対策に関する事項

1 本校の実態及び課題

(1) 本校生の実態及び課題

本内容に係る本校生の実態及び課題として、次のようなことが挙げられる。

- * 自尊感情が弱く、自己有用感が低い。
- * 「いじめはいけない」という意識がやや弱い。
- * 悪いことを見逃す傾向がある。
- * 自己表現を不得手とする生徒が多い。
- * じっくり考えて行動することができない生徒が多い。

2 いじめの防止等のための組織の編成

(1) いじめ防止のための「組織」—— “生徒指導・いじめ防止委員会”

本方針を実効に移す際の中核を担う組織を新たに設置するのではなく、既存の「いじめ不登校対策委員会」を「生徒指導・いじめ防止委員会」とあらため機能の拡充と強化を図るものとする。

【役割】

- ◇ 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
- ◇ いじめの相談・通報の窓口としての役割
- ◇ いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う役割。
- ◇ いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割等
- ◇ P D C A サイクルでの検証を担う役割
 - ※ 但し、本組織はいじめ問題に特化したものではなく、不登校対策委員会としての機能も果たすものとする。

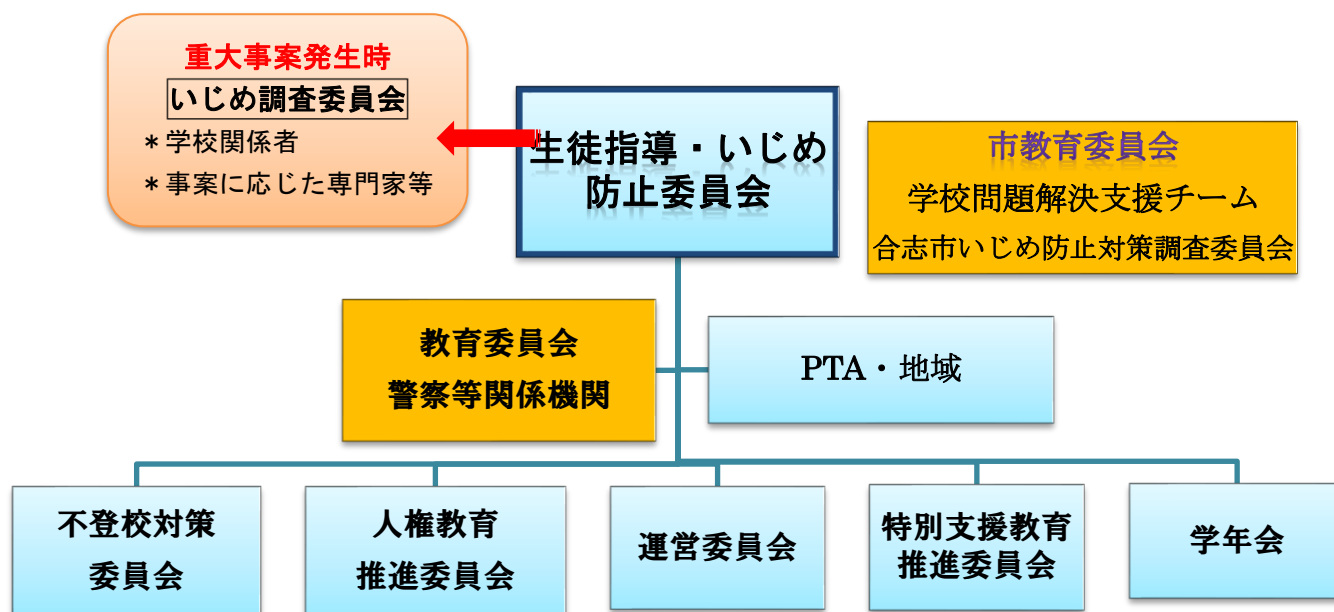
【構成】

- ◎ 管理職や生徒指導主任（令和3年度より情報集約担当者を兼ねる。）、人権教育主任、児童生徒支援加配教員、学年主任、養護教諭、学級担任や部活動指導に関わる教職員等、組織的対応の中核として機能する職員による
- ◎ これに加え、個々のいじめの防止・早期発見・対処に当たって関係の深い教職員を追加するなど、柔軟な組織構成とする。
 - ※ 必要に応じて専門家を招聘する。
 - ※ 重大事態の調査のための母体ともなり得る

(2) 既存の組織との連携のシステム化と強化

- ① 運営委員会 いじめ事案の対応の進捗状況の情報共有、検証等
- ② 生徒指導・いじめ防止委員会 問題行動に係るいじめ事案への支援
- ③ 校内支援委員会 当該生徒に支援を要する場合、発達面のケア、専門機関との連絡調整

(3) いじめの防止と対応のための組織図



【各委員会と構成】

| 委員会名 | 構成 | 内容 |
|---------------|---|---|
| 運営委員会 | 校長・教頭・主幹教諭・教務主任・学年主任・生徒指導主事・保健主事・事務 | 学校運営面全般に関する協議及び情報交換 |
| 生徒指導・いじめ防止委員会 | 校長・教頭・主幹教諭・生徒指導主事 <u>(情報集約担当者)</u> ・各学年担当・養護教諭・人権教育主任 | 生徒指導問題・いじめ問題の状況把握、未然防止 事案発生時の対応の協議 |
| 人権教育推進委員会 | 校長・教頭・主幹教諭・人権教育主任・各学年担当 | 人権教育の推進に関する取組内容の計画策定・協議・検証等 |
| 不登校対策委員会 | 校長・教頭・主幹教諭・生徒支援教員・教務主任・学年主任・養護教諭・適応指導員 | 生活指導全般の様子の情報交換 生徒指導上の諸問題に関する協議 |
| 特別支援教育推進委員会 | 校長・教頭・主幹教諭・特別支援教育コーディネーター・生徒支援教員・各学年担当・養護教諭・各指導員 | 特に配慮を要する生徒の指導支援の計画、検証、特別支援教育推進体制づくりのための調整 |
| 学年会 | ◎学年主任・学年部職員 | 各学年運営の具体的な取組等に関する計画、実行、検証。 |

(4) いじめ防止のための年間計画

< 4月～9月 >

| | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 |
|-------|---------------------------|---------------------------|---------------------------|---------------------------|---------------------------|-------------------------------------|
| 委員会開催 | 生徒指導委員会(隔週) 生徒理解朝会(毎週) | 生徒指導委員会(隔週) 生徒理解朝会(毎週) | 生徒指導委員会(隔週) 生徒理解朝会(毎週) | 生徒指導委員会(隔週) 生徒理解朝会(毎週) | 生徒指導委員会(隔週) 生徒理解朝会(毎週) | 生徒指導委員会(隔週) 生徒理解朝会(毎週) 前期取組検証 |
| アンケート | | 生活アンケート | 心のきずなを深める月間取組 | | | |
| 校内研 | 校内研修(児童理解) | 校内研修(Q-U分析) | 校内研修(授業づくり) | 校内研修(集団づくり) | 校内研修(特別支援教育) | 校内研修(SS T) |
| 生指 | 生徒指導部会 | 生徒指導部会 | 生徒指導部会 | 生徒指導部会 | | 生徒指導部会 |
| あいさつ | 登下校指導 | 登下校指導 | 登下校指導 | 登下校指導 | 登下校指導 | 登下校指導 |
| 教育相談 | | | 教育相談 | 個別面談 | | |
| 生徒会活動 | | | | 校内人権集会 | | |
| 体験活動 | | | | | | |
| PTA | PTA総会 | | | | | |

< 10月～3月 >

| | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
|-------|---------------------------|---------------------------|---------------------------|---------------------------|---------------------------|-------------------------------------|
| 委員会開催 | 生徒指導委員会(隔週) 生徒理解朝会(毎週) | 生徒指導委員会(隔週) 生徒理解朝会(毎週) | 生徒指導委員会(隔週) 生徒理解朝会(毎週) | 生徒指導委員会(隔週) 生徒理解朝会(毎週) | 生徒指導委員会(隔週) 生徒理解朝会(毎週) | 生徒指導委員会(隔週) 生徒理解朝会(毎週) 後期取組検証 |
| アンケート | 生活アンケート | | | | 生活アンケート | |
| 校内研 | (集団づくり) | 校内研修(授業づくり) | 校内研修(授業づくり) | 校内研修(人権教育) | 校内研修(授業づくり) | 校内研修(年間総括) |
| 生指 | 生徒指導部会 | 生徒指導部会 | 生徒指導部会 | 生徒指導部会 | 生徒指導部会 | 生徒指導部会 |
| あいさつ | 登下校指導 | 登下校指導 | 登下校指導 | 登下校指導 | 登下校指導 | 登下校指導 |
| 教育相談 | 教育相談 | 教育相談 | 個別面談 | | | |
| 生徒会活動 | | 校内人権集会 | | | | |
| 体験活動 | 体験学習 | | NCA | | | |
| PTA | | | PTA研修会 | | PTA研修会 | |

(5) いじめの防止等のための具体的な取組

① 西合志中学校いじめ対応“さしすせそ”

いじめの兆候や発生を見逃さず、学校として迅速かつ組織的に対応するために、

いじめに対する認識を共有します。全ての生徒を対象にいじめに向かわせない学校の風土を醸成するために次の“いじめ対応「さしすせそ」”を本校取組のキーワードとして示します。

| | |
|---|------------|
| さ | 些細な兆候への気づき |
| し | 真摯なかかわり |
| す | 速やかに |
| せ | 誠意をもって |
| そ | 組織で対応 |

② いじめの防止

- 合志市いじめ防止等の体制下における取組の充実
 - ・「合志市いじめ防止対策調査委員会」との連携
 - ・市主催会議「いじめ不登校対策委員会」「生徒指導連絡会議」等を通じた情報の共有化
- 校内研修の充実…自校の実態に応じた研修内容の工夫
 - ・生徒理解 ・いじめ防止 ・資質向上 ・体罰の禁止 ・小中連携
 - ・人権教育 ・特別支援教育
- 学力向上・・・校内研修を軸にした授業改善と授業の質の向上
 - ・全員研究授業の実施
 - ・主体的・対話的で深い学びを目指した授業づくり

| |
|----------------------------|
| 授業創造 環境・習慣 基礎学力定着・啓発 |
|----------------------------|

- ・特別支援教育の視点から

* 授業における特別支援教育の3視点

| |
|---------------------------------------|
| ①肯定的な言葉かけ ②一指示一活動 ③視覚的な教材・教具の活用 |
|---------------------------------------|

* 見通しを持たせる学習カードの提示

| |
|-------------------|
| 「めあて」「振り返り」カードの提示 |
|-------------------|

- いじめ防止を含む教育相談
 - ・市教育相談体制の活用
 - ・個別面談、生活アンケートの定期的な実施
 - ・生活ノート等を活用した心の課題の把握
- 全ての教育活動を通じた道徳教育、人権教育及び体験活動等の充実
 - ・ボランティア活動〔NCA（西中・クリーン・アクション）〕の実施
 - ・生徒会、部活動単位によるあいさつ運動の実施
 - ・AT（総合的な学習の時間）における体験活動の充実
 - 1年：ミナマタ学習 2年：職場体験学習 3年：ハンセン病学習
- 生徒会活動の充実
 - ・生徒主体の活動の場の保障～集会活動の充実

- 「命を大切に作る心」を育む指導プログラムの推進
- ことば教育の推進
 - ・ ことば教育に関する授業等への講師依頼
- 登校指導、あいさつ運動の推進
 - ・ 市あいさつ標語コンクールへの応募
- 保護者への支援及び啓発
 - ・ 「くまもと家庭教育支援条例」の周知
 - ・ 「くまもと『親の学び』プログラム」実施
 - ・ P T A 教育講演会の実施
 - ・ SNS 等のサービス利用、携帯電話、インターネット、ゲーム等の家庭内でのルールづくりの啓発
- 西中校区版コミュニティー・スクール体制づくりの推進
- 情報モラル教育の充実
- 楽しく登校できる学校づくり推進
 - ・ 行事の工夫
- 熊本県子ども集会や合志市人権フェスティバルへの参加
- 「子供の居場所づくり推進テーブル」の取組
- 心の居場所づくり、「心のきずなを深める月間」の取組

③ いじめの早期発見

- 日常の児童生徒への関わり
 - ・ 休憩時間も含めた仲間関係の観察
 - ・ 集団から離れて一人で過ごす生徒への声かけ
 - ・ 表情、言動、服装の汚れ等の観察
- 生活ノート等による生活や心の状態の把握
- 教育相談体制の充実及び周知徹底
 - ・ 個別面談や生活アンケートによる情報収集
 - ・ 小さないたずらや紛失等に対する即時対応と原因の追究
- 「熊本県 24 時間子ども SOS ダイヤル」などのいじめに関する通報及び相談を受けるための相談機関の周知徹底—子供がいつでも相談できる体制の整備
- 「心のアンケート」「子どものサイン発見チェックリスト（家庭用）」の活用
- 「児童生徒が生活上の困難・ストレスに直面した時の対処方法を身に付けるための教育（以下「SOS の出し方に関する教育」）の積極的な推進
- P T A や地域の関係団体・機関との連携、コミュニティスクールと地域学校協働本部の一体的な取組の推進

④ いじめへの対処

- 情報収集と共有
 - ・ 担任や部活動担当者等による事実関係の把握
 - ・ いじめ不登校対策委員会による情報整理といじめ否の判断
 - ・ （いじめ事案と判断したら）今後の対応、役割等の確認
- ※以下、いじめと判断した場合の対応
- 記録と整理
 - ・ 時系列による記録（5W いつ・だれが・どこで・何を・どのように 等）
 - ・ 調査及び指導の途中において事実関係の整理
- 保護者への説明と支援
 - ・ いじめ不登校対策委員会において対象保護者（被害、加害、全体等の検討）、

- 説明時期及び内容、説明者の検討。
- ・説明後の保護者の心情の見取り。
- 「学校いじめ対策組織」が主催する校内研修の充実
- 学校相互間の連携・協力体制の整備
 - ・必要に応じて、学校間の連絡調整
 - ・窓口と打合せ時期の確認
- 専門家等への協力要請
 - ・スクールカウンセラー等との連絡調整
- 警察との連携・協力体制の整備
 - ・ケースに応じて、警察との連携。（事前に教育委員会に相談）
- 出席停止の手続き
 - ・教育委員会に相談、指示を仰ぐ。
- 合志市学校問題解決支援チーム会議の要請
- 指導、支援等の中途やその後について、様子等を見取りながら必要に応じて、再指導や支援等を行う。
- ⑤ **その他の取組**
 - 文部科学省や県教育委員会からの配付資料の活用
 - * 「くまもと携帯電話・スマートフォンの利用5か条」の周知と家庭でのルールづくりの支援
 - * 重大事態発生時等における SNS 等の注意事項を整理した生徒・保護者向けの資料の作成と活用
 - * 「問題行動等対応の手引きー健全な児童生徒の成長を願ってー」 H21,3 熊本県教育委員会
 - * 生徒指導リーフ（国立教育政策研究所作成） 2 「「絆づくり」と「居場所づくり」」
 - 4 「いじめアンケート」 5 「「教育的予防」と「治療的予防」」 11 「いじめの「認知件数」」 等

3 重大事態への対処

(1) 学校の設置者又は学校による調査

① 重大事態の発生と調査

ア 重大事態の意味について

（学校の設置者又はその設置する学校による対処）

第28条学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある と認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている 疑いがあると認めるとき。

法第28条の「いじめにより」とは、各号に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。

また、第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、以下に示す項目等、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合

- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

法第28条第1項第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手する。

また、児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

イ 重大事態の報告、調査の趣旨及び調査主体について

法第28条の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行うものである。

学校は、重大事態が発生した場合、市教育委員会を通じて市長へ、事態発生について報告するとともに、調査組織を設置し、速やかに調査等の措置を講ずる。その際、市教育委員会と連携し、一体となって調査を実施する。

ウ 調査を行うための組織について

学校が設置する調査組織は、法第22条の規定に基づき学校に必ず置くこととされている「いじめの防止等の対策のための組織」を母体として、当該重大事態の性質や態様に応じて適切な専門家を加えることとする。

この調査組織による調査は重大事態への対処又は重大事態と同種の事態発生防止の観点から、以下に掲げる点に留意して内容の公平性・客観性・合理性を確保するものとする。

- a 調査のための組織に必要な応じて専門家等の第三者を加え、公平性・中立性を担保する。
- b いじめを受けた疑いのある児童生徒本人からの聴き取りが可能な場合、当該本人から十分な聴き取りを行う。
- c 在籍児童生徒や教職員等からアンケートやヒアリングを行う等の適切な調査方法を取る。
- d 特定の情報や資料に偏った収集ではなく、客観的・総合的な分析評価を行う。
- e 保護者や児童生徒本人等の関係者に対し、調査の進捗状況等及び調査結果の説明を行う。

エ 事実関係を明確にするための調査の実施

調査は、因果関係の特定を急ぐものではなく、客観的な事実関係を明確にし、学校とその設置者が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものである。

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。

(ア) いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合

いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合、いじめられた児童生徒から十分に聴き取るとともに、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴

き取り調査等を行うことが考えられる。この際、いじめられた児童生徒や情報を提供してくれた児童生徒を守ることを最優先とした調査を実施する(例えば、質問票の使用に当たり個別の事案が広く明らかになり、いじめられた児童生徒の学校復帰が阻害されることのないよう配慮するなど)。

調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童生徒への指導を行い、いじめ行為を直ちに止めさせる。

いじめられた児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた児童生徒の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。

これらの調査を行うに当たっては、事案の重大性を踏まえて、学校の設置者、関係機関とのより適切な連携を図ったうえで、対応に当たる。

(イ) いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合

児童生徒の入院や死亡等、いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、当該保護者と今後の調査について協議し、速やかに調査に着手する。調査方法としては、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等がある。

なお、児童生徒の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施することが必要である。この調査においては、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を構ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、法第28条第1項に定める調査に相当することとなり、その在り方については、「子供の自殺が起きたときの調査の指針」(平成23年3月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議)を参考とする。

オ その他留意事項

事案の重大性を踏まえ、学校の設置者の積極的な支援が必要となる。また、重大事態が発生した場合に、関係のあった児童生徒が深く傷つき、学校全体の児童生徒や保護者や地域にも不安や動揺が広がり、時には事実に基づかない風評等が流れる場合もある。学校は、児童生徒や保護者への心のケアと、落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

② 調査結果の提供及び報告

ア いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任

学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係(いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか)について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明する。この情報の提供に当たっては、適時・適切な方法で、経過を報告することとする。

これらの情報の提供に当たっては、学校は、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。

質問紙調査の実施により得られたアンケート結果については、いじめられた児

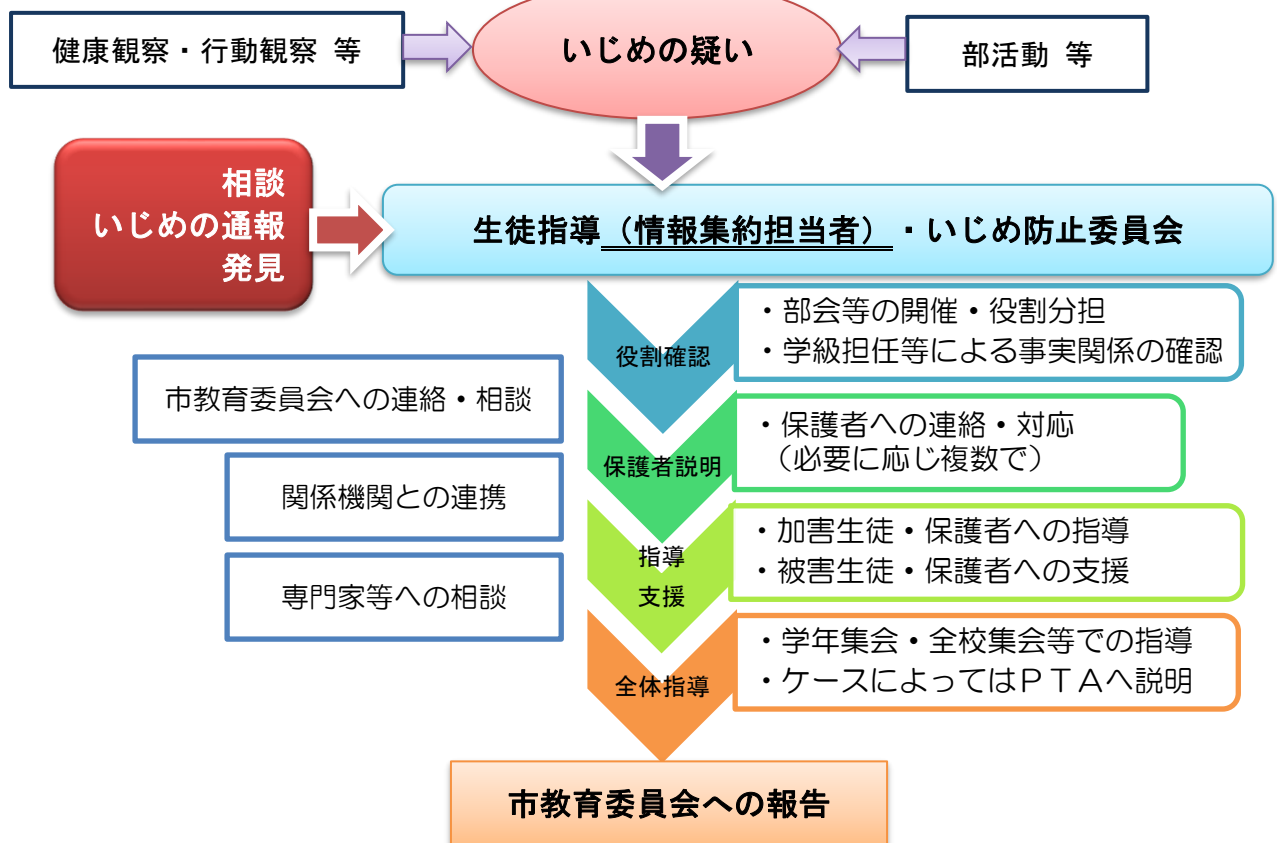
児童生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在籍児童生徒やその保護者に説明するなどの措置が必要であることに留意する。

イ 調査結果の報告

調査結果については、市教育委員会を通じて市長及び県教育委員会・知事に報告する。

いじめ対応フロー図

通常対応の場合



重大事態の場合

